

神奈川県中小企業家同友会理事会規程

第1章総則

第1条（目的）

この規程は、神奈川県中小企業家同友会規約に基づき設置される理事会の運営に関し必要な事項について定める。

第2条（理事会の種類）

理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の1/3以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に召集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集する。

第2章理事会の招集

第3条（招集者）

理事会は代表理事が招集する。但し、第2条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は、理事が招集する。

3 代表理事は、第2条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

第4条（招集通知）

理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章理事会の議事

第5条（理事会の決議方法）

理事会の決議は、全会一致とする。

2 緊急性を要する等の特段の事情がある場合は、出席した理事の2/3以上の同意により、多数決とすることができる。

第6条（出席）

理事は、理事会に出席しなければならない。

2 理事が理事会に出席できない場合、次に定める対応をしなければならない。

- (1) 理事会への当該理事の代理人（当該理事が所属する支部、委員会または部会の幹事から選任するものとする）の出席
- (2) 代理人を選任できない場合、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって意見を述べること

第7条（関係者の出席）

理事会が必要と認めるときは、専門的知識を有する会員、議事に関係を有する者の出席を求め、当該審議事項に関する意見、説明を求めることができる。

第8条（議事録）

理事会の議事には、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決定事項

第9条（議事録署名人の選出）

理事会に出席した理事の中から2名を議長が指名する。

第10条（議事録の配布）

議長は、欠席した理事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

第11条（決議事項）

理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 代表理事候補者の選定
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 事務局長の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 理事との取引の承認
- (8) 事業計画書及び予算書の承認
- (9) 事業報告、決算書類及びこれらにかかる付属明細書の承認
- (10) 前各号のほか、法令及び規約に定めのある事項
- (11) その他理事会が必要と認める事項

第12条（理事の取引の承認）

理事が本会与取引を行う場合、次に定める事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引する理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期及び場所
- (4) 取引が正当であることを示す資料

(5) その他必要事項

- 2 前項の規定による承認を経たのちに、前項各号の事項について変更がある場合には、事前に理事会の承認を経るものとする。

第5章運営

第13条 (運営)

理事会の運営は、事務局長を責任者として事務局が行う。

第14条 (附則)

この規程の改廃は理事会にて行う。